

改正

平成26年10月27日告示第239号

多治見市自主運行バス車内に掲示する広告に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、自主運行バス車内に掲示する民間企業等の広告（以下「車内広告」という。）に関して、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「自主運行バス」とは、岐阜県市町村バス交通総合化対策費補助金交付要綱第2条第1号に規定する路線バスをいう。

(広告媒体)

第3条 車内広告を掲示する車両は、自主運行バス中心市街地線を運行する車両とする。

(車内広告の掲示方法)

第4条 車内広告の掲示は、車内広告を市長が指定する場所に掲示することにより行うものとする。

(車内広告の掲示期間)

第5条 車内広告の掲示期間は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。ただし、年度の途中から掲示する場合は、掲示を開始する日からその日の属する年度の3月31日までとする。

2 車内広告の掲示期間は、更新することができる。

(広告主の募集)

第6条 市長は、市のホームページ等を通じて、広告主を募集する。

2 広告主となることを希望する者は、自主運行バス車内広告掲示申請書（別記様式第1号）に車内広告の見本を添えて提出しなければならない。

(広告の掲示決定)

第7条 市長は、車内広告の掲示の可否を決定したときは、前条の申請をした者に自主運行バス車内広告掲示決定通知書（別記様式第2号）又は自主運行バス車内広告非掲示決定通知書（別記様式第3号）により通知しなければならない。

(車内広告の規格及び掲示料金等)

第8条 車内広告の規格及び掲示料金等は、次のとおりとする。

| 規格                        | 掲示料金   | 募集枠数 | 備考                  |
|---------------------------|--|------|---------------------|
| 日本工業規格B列3番（縦364mm×横515mm） | 1台1枠1月につき3,000円<br>（掲示期間が1月未満であるとき又は掲示期間に1月未満の端数があるときは、当該掲示期間又は当該端数を1月とみなす。） | 5    | 同一の車内広告を自主運行バス3台に掲示 |

(掲示料金の還付)

第9条 納入済の掲示料金の還付については、当該納入済の掲示料金から1月当たりの掲示料金の合計額に掲示した月数を乗じて得た額を差し引いた額とする。

(広告主の希望による車内広告の内容、デザイン等の変更)

第10条 広告主は、掲示期間の途中において、車内広告の内容、デザイン等を変更しようとするときは、自主運行バス車内広告掲示内容変更承認申請書（別記様式第4号）に変更後の見本を添えて、変更を希望する日の1月前までに提出しなければならない。

2 市長は、車内広告の内容、デザイン等の変更の可否を決定したときは、広告主に自主運行バス車内広告掲示内容変更承認通知書（別記様式第5号）又は自主運行バス車内広告掲示内容変更非承認通知書（別記様式第6号）により通知しなければならない。

3 車内広告の内容、デザイン等の変更は、決定された掲示期間内において、1枠当たり3回までとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、車内広告について必要な事項は、多治見市広告掲載取扱要綱（平成19年告示第55号）に定めるところによる。